

2016年度同志社大学大学院司法研究科
後期日程入学試験問題解説
行政法

【出題意図】

本問は、介護保険法に基づく不利益処分を例に、行政手続法の適用のあり方を的確に説明できるかどうかを問うものである。行政処分（行政行為）については、個々の法令の根拠条文だけでなく、行政手続法のような一般法の規定もあわせて解釈・適用することがしばしば求められる。これに応じる基本的能力を試す出題である。

【採点のポイント】

次の諸点について配点・評価した。

- ・ 指定取消処分、停止処分のどちらも行手法 2 条 4 号の「不利益処分」に当たること
- ・ 取消処分の場合、行手法 13 条 1 項 1 号イに従い、「聴聞」手続が行われるべきこと
- ・ 「聴聞」手続の具体的内容に関する略説
- ・ 停止処分の場合、行政庁が「聴聞」相当と認めるときを別として、行手法 13 条 1 項 2 号に従い、「弁明」手続によること
- ・ 「弁明」手続の具体的内容に関する略説
- ・ 取消処分、停止処分のどちらでも、行手法 13 条 2 項 1 号の緊急性が認められる可能性
- ・ 取消処分、停止処分のどちらにも、行手法 14 条の理由提示要件がかかること
- ・ 理由提示の程度ないし水準に関する具体的説明
- ・ 以上とあわせて、介護保険法の関連条文への正当な言及

【講評】

「申請に対する処分」、及び「不利益処分」についての規律は、行政手続法の要の部分をお占めているので、正確な理解が必要である。事前の意見陳述についての原則的な手続と、理由提示の二者に関し、指定取消処分と停止処分では、どの点が共通し、どの点で相違するのか、基本的な知識はすぐに語れるようにしておいてほしい。また、「申請に対する処分」、「不利益処分」という二類型を知らなければ、2L 段階で行政事件訴訟法や行政不服審査法を学ぶ上でも支障があるので、今回すんなりと記述できなかった人には、復習を願いたい。なお、「技術的・客観的に判断できる要件の違反が問われているので、聴聞や弁明の手続は不要」とする解答が複数あったが、これは行政手続法 13 条 2 項 3 号についての誤読である。物の扱いに関する技術的基準と、人（入居者）の処遇に関する基準とを取り違えないように。